



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人MAC 税理士法人 望月会計

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

第 117 号

最低賃金引上げ額は「平均 25 円」で過去最大の上げ幅に！

◆最低賃金とは

最低賃金は、最低賃金法に基づき、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金であって、最低賃金額との比較に当たって臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは算入されません。

◆引上げ額は全国平均で 25 円

7 月 27 日に開催された厚生労働省の第 49 回中央最低賃金審議会において、今年度（平成 29 年度）の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。（全都道府県で 20 円を超える目安額になっています）

今年度の引上げ額の全国加重平均は 25 円（昨年度 24 円）、改定額の全国加重平均額は 823 円（同 798 円）となっています。

◆適用は 10 月 1 日から

引上げ後の最低賃金は、都道府県労働局長の決定・公示により確定するため、発効日は都道府県に

よって異なり、今年度は 9 月末までに順次発効される見通しです。

目安額通りに最低賃金が決定されると、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年以降、過去最高額となる引上げとなります（昨年度は 18 円）。

◆長野県最低賃金は 795 円

長野県の最低賃金は時間額 795 円です。（平成 29 年 9 月 30 日までは時間額 770 円）印刷・製版業については、平成 28 年 12 月 31 日から長野県印刷・製版業最低賃金 781 円が適用されていますが、平成 29 年 10 月 1 日からは長野県印刷・製版業最低賃金の改正が行われるまでの間は、長野県最低賃金が適用されます。

◆発効による給与計算への影響

給与計算においては、発効日以降発生する賃金に引上げ後の最低賃金が適用されるため、賃金計算期間の途中に発効日がある場合は注意を要します。最低賃金での時給を適用している従業員がいる場合、賃金計算期間の途中で時給額が変更となるからです。

この場合、発効日を含む月の賃金計算期間から前倒しで時給を引き上げることもできますし、据置きにして、引上げ後の差額を別途支給することもできます。